

平成30年8月3日  
危機管理・くらし安心局

報道関係者各位

### 林野火災野火等多発警報発令期間の延長について

7月28日（土）から8月3日（金）までの1週間、林野火災野火等多発警報を発令していますが、発令期間中、さらに林野火災野火等が12件発生しました。火災の発生状況を見ますと、農地や原野等でたき火を行ったものが延焼するなどのケースが見受けられます。また、夏休み期間中でもあり、花火など屋外で火気を使用する機会も増え、その後の火の始末にも気をつける必要があります。

このため、「林野火災野火等多発警報」の発令期間を8月10日（金）まで1週間延長いたします。

つきましては、下記事項をはじめとする火災防止について、県民の皆様に対し重ねて注意を呼びかけて下さるようお願いいたします。

#### 記

- 1 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- 2 たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 3 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 4 火入れを行う際は、市町村の許可を必ず受けること
- 5 たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと

【問合せ先】危機管理課

課長補佐（消防保安担当）鈴木

電話：023-630-2227

【報道監】危機管理監 佐藤